

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 25 日

鳥取県立布勢総合運動公園
園長 唐島 邦高

1 調達内容等

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立布勢総合運動公園ナチュラルガーデン維持管理業務一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による

(3) 業務の期間

令和 6 年 7 月 10 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(4) 業務場所

鳥取市布勢 146 番地の 1 鳥取県立布勢総合運動公園内

(5) 入札書の記載方法等

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額の合計を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、(3) の期間の総額を見積もった額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条 1 の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業者（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 鳥取県が示す、「令和 6・7 年度植栽管理業務入札参加資格」を有するとともに、その各付区

分が造園工事のA級に登録されている者であること。

- (7) 平成26年度以降に、ナチュラルガーデン維持管理の実績があること。また、「とっとりナチュラルガーデンマイスター」資格保有者が1名以上在籍していること。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定により実施される1級造園施工管理士及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第47条第1項の規定により実施される1級造園技能士の技術検定に合格した技術者を1名以上保有していること。

3 入札担当部局

鳥取県立布勢総合運動公園

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する問い合わせ先

〒680-0944 鳥取市布勢 146-1

鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場

電話 0857-28-7221

電子メール info@fuse-sportspark.com

- (2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年6月25日(火)から同年7月1日(月)までの間にインターネットの鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ(<http://www.fuse-sportspark.com>)から入手すること。

- (3) 郵便等による入札

不可

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年7月9日(火)午後1時30分

イ 場所

〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地の 1 鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場第3研修室

5 入札者に要求される事項

本件入札への参加希望者は、下記のとおり資格審査資料を作成し提出すること。

- (1) 提出期限等

ア 提出期限

令和6年7月2日(火)午後1時まで

イ 提出場所

4の(1)におなじ

ウ 提出方法

持参すること。

- (2) 資格審査資料

ア 提出する資格審査資料は下記内容で作成すること。

(ア) 造園保守業務実績書（様式第2号）

- (イ) 技術職員調書（様式第 3 号）
- (ウ) 「とっとりナチュラルガーデンマイスター養成講座」合格証の写し 様式指定なし
- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、第123条第3項第2号該当)

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 本公告に記載のない事項について、詳細は入札説明書による。

(2) 入札の無効

入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 手続きにおける交渉の有無

無